

令和5年度小国町利用者負担額（保育料）一覧表

○3号認定（0～2歳児）

階層区分			保育標準時間	保育短時間
第1階層	生活保護世帯		0円	0円
第2階層	市町村民税非課税世帯	2-1 ひとり親等世帯	0円	0円
		2-2 上記以外の世帯	0円	0円
第3階層	市町村民税均等割のみ世帯	3-1 ひとり親等世帯	0円	0円
		3-2 上記以外の世帯	4,500円	4,300円
第4階層	48,600円未満	4-1 ひとり親等世帯	500円	500円
		4-2 上記以外の世帯	7,500円	7,300円
第5階層	48,600円以上97,000円未満	5-1 ひとり親等世帯	4,500円	4,500円
		5-2 上記以外の世帯	17,500円	17,100円
第6階層	市町村民税 総所得割額	97,000円以上134,900円未満	21,000円	20,600円
第7階層		134,900円以上164,900円未満	24,500円	24,000円
第8階層		164,900円以上208,700円未満	28,500円	27,900円
第9階層		208,700円以上256,400円未満	32,000円	31,400円
第10階層		256,400円以上282,900円未満	35,500円	34,800円
第11階層		282,900円以上301,000円未満	37,000円	36,300円
第12階層		301,000円以上	38,500円	37,800円

<備考>

- 保育料の年齢は、4月1日現在の満年齢を基準にして計算します。（年度の途中で誕生日を迎えても変更となりません。）
 - 「ひとり親等世帯」とは、ひとり親世帯、在宅障害児（者）のいる世帯、その他（生活保護法に定める要保護世帯等特に困窮していると町長が認めた世帯）です。
 - 負担軽減について
 - ①同時入所の場合の最年長から数えた2人目は半額、3人目以降は無料。
 - ②第4階層から第5階層の「ひとり親等世帯」で、保護者等と生計を同一（監護）にしている子どもなど（年齢制限なし）の最年長から数えて2人目以降は無料。 ⇨ 【ひとり親等世帯軽減】
 - ③第3-2階層から第5階層（ひとり親等世帯を除く）で、保護者等と生計を同一（監護）にしている子どもなど（年齢制限なし）の最年長から数えて2人目は半額、3人目以降は無料。 ⇨ 【多子世帯軽減】
 - ④第3階層から第5階層に該当する世帯は、上記①から③にかかわらず無料。 ⇨ 【県補助あり】R4～R6年度
 - ⑤第6階層から第12階層の世帯で、児童（18歳未満）を2人以上監護し、生計を同じくする場合は、最年長から数えて2人目は半額、3人目は無料。 ⇨ 【町独自軽減】
 - 月の途中に、保育所に入園又は退園された場合は、在籍日数に応じた保育料（日割り計算）となります。
【その月の保育料＝保育料（月額）×在籍日数÷25日】
 - 「保育標準時間認定」とは、最長11時間の利用時間の子どもとなります。
 - 市町村民税の修正申告を行った場合や、婚姻、離婚等により世帯構成が変更となった場合には、保育料の階層区分が変更となる場合がありますので、すみやかにご連絡願います。
- ※認定区分（保育標準時間認定・保育短時間認定）は、「支給認定証」でご確認ください。